

## 社会福祉法人敬愛会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬愛会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

### (役員等報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、旭川市内で理事会又は評議員会に出席した場合、監事が旭川市内で監査を実施した場合、費用弁償を行わない。

2 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、市外で当法人の業務を行う場合、旅費規程に基づき、その実費相当額を支払うことができる。

### (改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。